

奈良県林業労働力の確保の促進に関する基本計画

(第5期)

自 令和8年 4月 1日
計画期間
至 令和13年 3月31日

奈良県

目 次

第1 計画の策定について

- (1) 計画策定の趣旨 1
- (2) 計画期間 1

第2 林業における経営及び雇用の動向に関する事項

- (1) 森林・林業を取り巻く情勢 1
- (2) 事業主の動向 7
- (3) 林業労働力の動向 8
- (4) 事業主の現状と課題 11
- (5) 林業労働者の雇用管理の現状と課題 13

第3 林業労働力の確保の促進に関する基本的な方針

- (1) 基本的な方針 15
- (2) 林業労働力の確保の目標 15

第4 事業主が一体的に行う労働環境の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化 その他の事業の合理化を促進するために実施する事項

- (1) 雇用管理の改善 17
- (2) 事業の合理化 18

第5 事業主が一体的に行う労働環境の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化 その他の事業の合理化を促進するための施策

- (1) 支援センターの活動 20
- (2) 雇用管理の改善、労働安全衛生の確保を促進するための施策 20
- (3) 「新しい林業」の実現に向けた対応 20
- (4) 機械化及び路網整備、低コスト作業システム等の導入の促進 20
- (5) 林業労働者のキャリア形成支援 21
- (6) 事業量の確保 21
- (7) 地域の中核的な林業事業体の育成支援 21

第6 新たに林業に就業しようとする者の林業技術の習得その他の就業の円滑化に関する事項

- (1) 林家の後継者 22
- (2) 林業への就業希望者 22
- (3) 奈良県フォレスターアカデミーにおける人材育成 22

第7 その他林業労働力の確保の促進に関する事項

- (1) 支援センターの業務運営等 23
- (2) 地域課題に対応した多様な担い手の確保 23
- (3) 山村地域の定住条件の整備 23
- (4) 森林・林業の社会的評価の向上 23
- (5) 各関係団体、森林所有者、事業主の連携強化 24

図 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく支援等のフロー 25

第1 計画の策定について

(1) 計画策定の主旨

林業労働力の確保を促進するため、国は平成8年度に「林業労働力の確保の促進に関する法律」を制定、以降これに基づき、「林業労働力の確保の促進に関する基本指針」を策定し、基本的な方向や必要な措置を示している。

これに対応し、本県では「林業労働力の確保の促進に関する基本計画」（第1期：平成9年3月～平成19年3月、第2期：平成19年4月～平成25年3月、第3期：平成25年4月～令和3年3月、第4期：令和3年4月～令和8年3月）を策定し、事業主が作成する改善計画の基準となる事項や、県が推進する林業労働力の確保に関する具体的な内容を示し、県内の実情にあった林業労働力の確保に努めるものとする。

(2) 計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

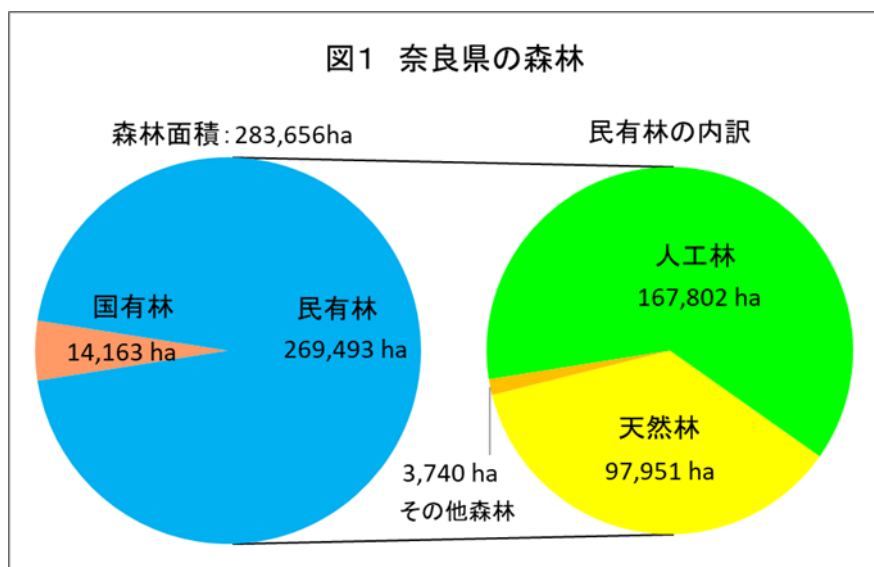
第2 林業における経営及び雇用の動向に関する事項

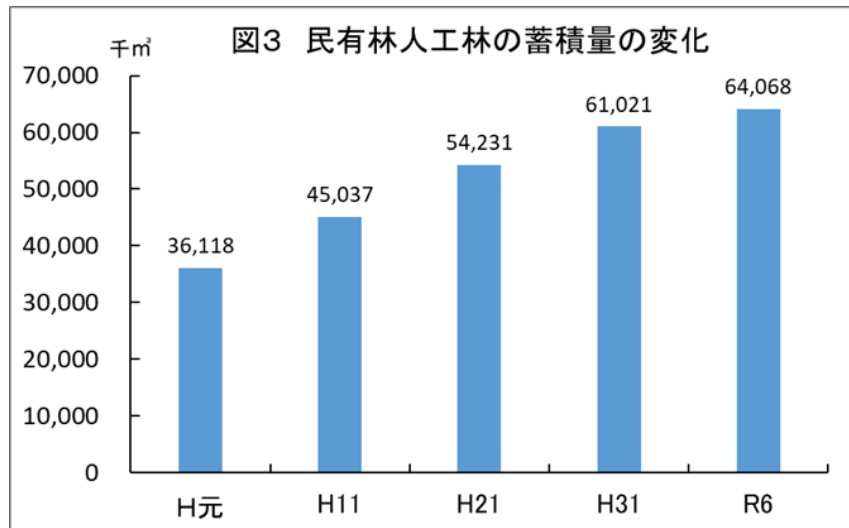
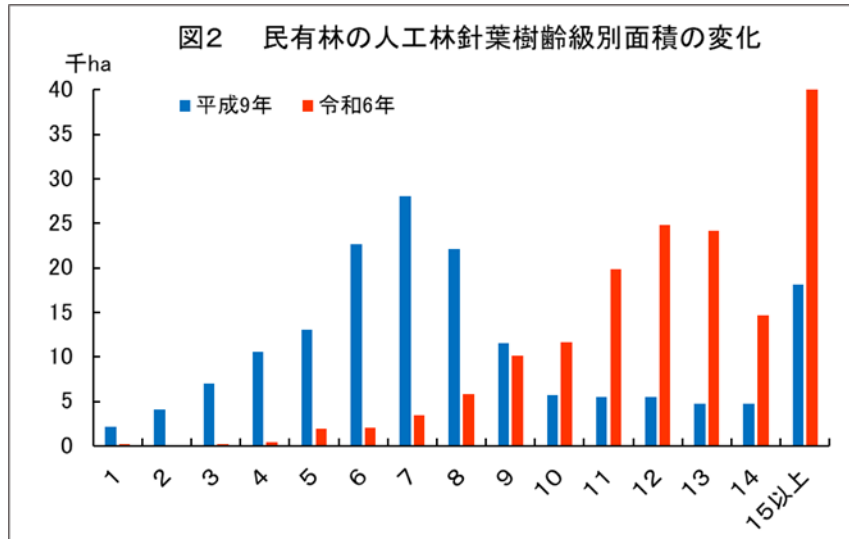
(1) 森林・林業を取り巻く情勢

(森林の現況)

奈良県林業統計によると、県内の森林面積は284千haであり、県総面積369千haの77%を占めている。そのうち95%が民有林であり、その人工林率は62%と高く、うち91%が10歳級以上の針葉樹林分となっている（図1、図2）。また、民有林における人工林の蓄積量は平成11年の45,037千m³から令和6年には64,068千m³へと大きく増加し、これら人工林の森林・木材資源が有効に利用できる状況となっている（図3）。

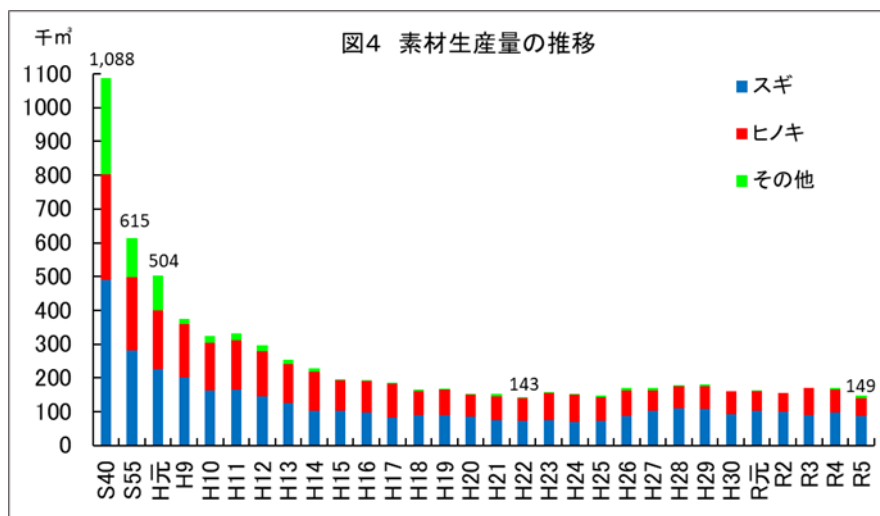
このような中、令和2年4月施行の「奈良県森林環境の維持向上により森林と人との恒久的な共生を図る条例」では、森林の持つ機能を4つに整理し、森林の植生・立地条件等から、県内の民有林を恒続林、適正人工林、自然林、天然林のいずれかに誘導していくこととした。また、同時に施行した「奈良県県産材の安定供給及び利用の促進に関する条例」では、県産材の安定供給と利用を促進し、もって豊かな県民生活の実現に寄与することとした。





(素材生産の動向)

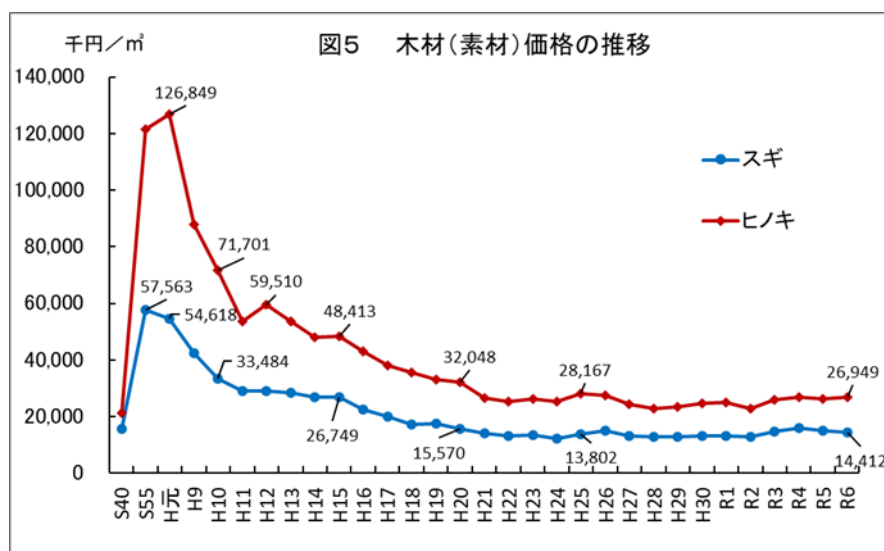
奈良県林業統計によると、昭和40年度に1,088千 m^3 あった奈良県内の素材生産量は、大きく減少し、昭和55年度は615千 m^3 、平成元年度には504千 m^3 となった。以降さらに減少し、平成22年度には143千 m^3 まで落ち込み、それ以降は140千～180千 m^3 で推移している(図4)。



(木材価格)

奈良県林業統計によると、県内のスギの素材価格は、外国産木材輸入の完全自由化や住宅の建築様式の変化による需要の減少等により、昭和55年度の57,563円/ m^3 から下落し、平成21年度以降12,000円～16,000円程度で推移している。ヒノキの素材価格も同様に平成元年度の126,849円/ m^3 から下落傾向が続き、平成21年度以降は20,000円台で推移している(図5)。

このように木材価格は低迷している状況が続いており、林業活動の停滞、林業経営の収益性の低下の大きな要因となり、事業量の安定的な確保を困難としている。



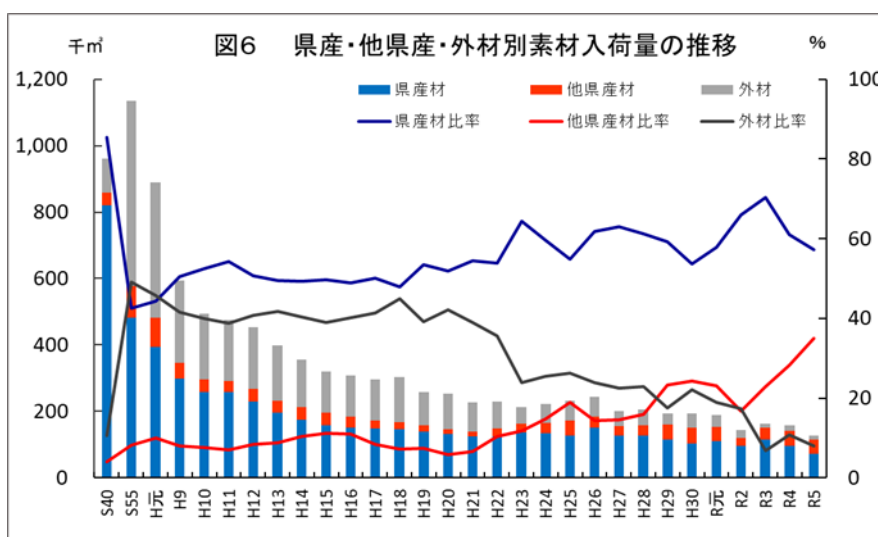
(素材の工場への入荷状況)

奈良県林業統計によると、県産材の県内工場への入荷量は、昭和 40 年度には 821 千 m³に上ったが、その後減少を続け、令和 2 年度には 100 千 m³を下回り、令和 5 年度には 72 千 m³となった。

県外産材の県内工場への入荷量は、昭和 55 年度に 94 千 m³であったが、平成 20 年度には 15 千 m³となった。以降はやや増加し 24 千~45 千 m³で推移している。

外材の県内工場への入荷量は昭和 55 年度には 558 千 m³に上ったが、その後減少し、令和 5 年度には 10 千 m³まで低下した (図 6)

平成以降の各産地別の県内工場への入荷量の比率は、外材は漸減傾向であったものが、平成 20 年度以降は大きく低下している。その一方で県産材、県外産材の比率は漸増傾向となっており、近年は県外産材の比率が高くなりつつある。

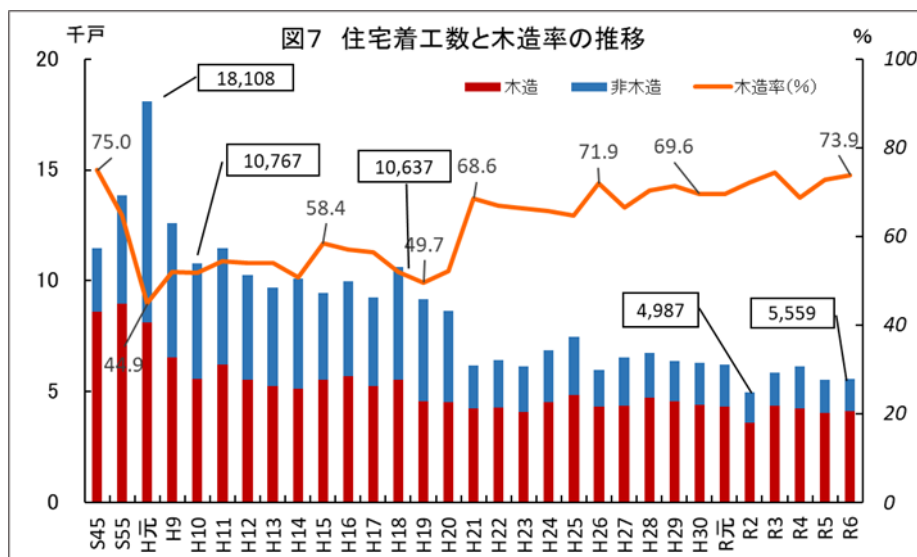


(住宅の着工状況)

奈良県林業統計によると、県内の住宅着工数は、平成元年度は 18,108 戸であったが、その後は減少傾向が続き、令和 2 年度には 4,987 戸まで減少した。その後は 6,000 戸前後で推移している。

県内の住宅の木造率は平成元年度には 44.9%であったが、その後は上昇傾向となり平成 15 年度には 58.4%となった。その後はやや低下し平成 19 年度には 49.7%となったが、平成 21 年度以降は 65~75%程度で推移している (図 7)。

人口減少が進む中、今後、新設住宅着工戸数は減少する見込みであるものの、住宅は県産材需要に大きなウェイトを占める分野である。



(林内路網の整備状況)

奈良県林業統計によると、県内の林道等の整備状況は令和7年4月1日で、公道延長が2,787 km、林道延長867 kmとなっており、それらの舗装路延長は559 kmである(表1)。また、作業道の開設実績は、令和6年度までに1,735.112km、路線数は3,992路線となっている(図8)。

しかし、県内の山林は地形が非常に急峻であるため、林道密度・林内路網密度(公道延長+林道延長+作業道延長)÷森林面積)は全国平均以下で路網整備が遅れている状況であり(図9、県産材利用推進課調査)、林業活動の停滞の一因となっている。

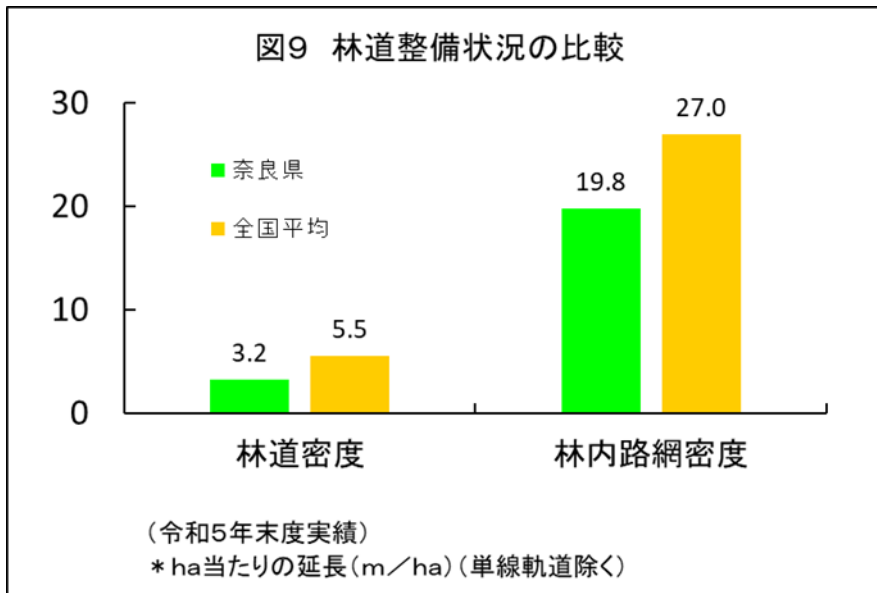
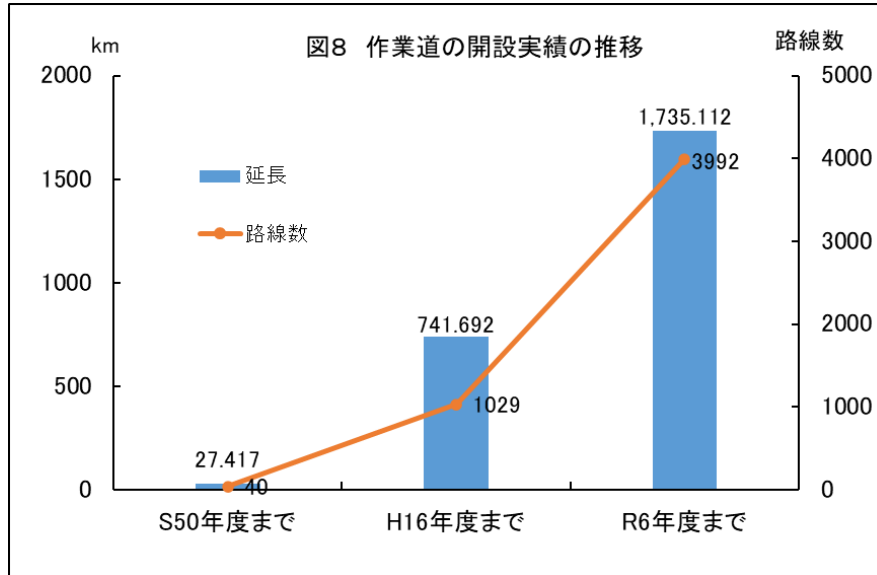
表1 林道の現況 (令和7年4月1日現在)

公道延長(km)	林道延長(km)	舗装延長(km)
2,787	867	559

公道延長:奈良県が開設し市町村に移管された林道延長

舗装延長:公道、林道の舗装延長の合計

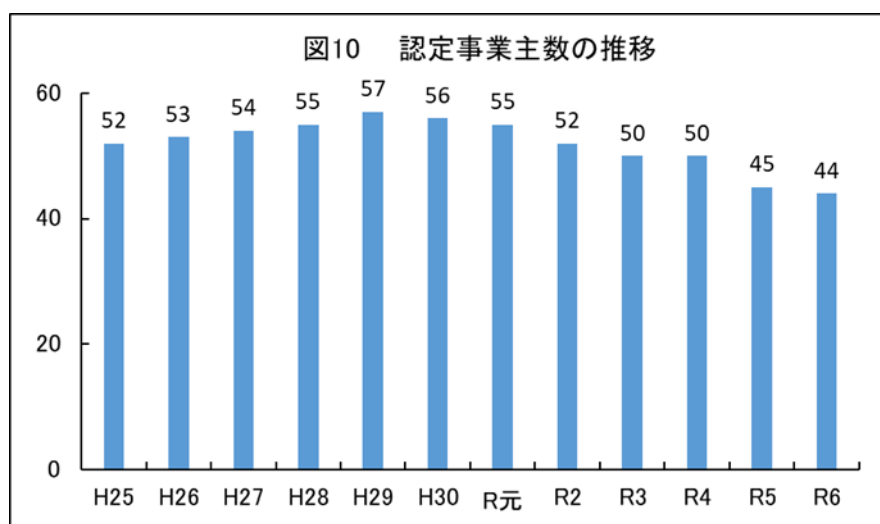
林道密度:(公道延長+林道延長)÷森林面積



(2) 事業主の動向

(認定事業主の数)

林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年5月24日法第45号)第5条により、労働環境、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画を、知事に認定された林業事業主である「認定事業主」の数は、平成25年度には52事業主であり、その後55事業主前後で推移していたが、近年は減少傾向にあり、令和6年度には44事業主となっている。(図10、県産材利用推進課調査)。



(高性能林業機械の導入状況)

県内の高性能林業機械の導入状況は、平成26年度に47台であったが、高性能林業機械の導入事業の活用により、令和5年度には148台まで増加した(表2、県産材利用推進課調査)。

表2 高性能林業機械の保有台数の推移

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
フェラーバンチャ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
スキッド	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
プロセッサ	7	8	10	10	10	9	9	7	9	10
ハーベスタ	4	7	7	9	5	5	4	5	7	9
フォワード	15	13	16	15	16	21	21	7	20	8
タワーヤード	3	4	4	3	3	3	2	2	2	2
スイングヤード	10	11	11	12	13	13	14	14	13	13
グラップルバケット								14	16	21
その他の高性能林業機械	8	9	6	6	10	20	29	44	49	85
合計	47	52	54	55	57	71	79	93	116	148

※奈良県林業統計ではウインチ付きグラップル等のその他高性能林業機械を含めていない

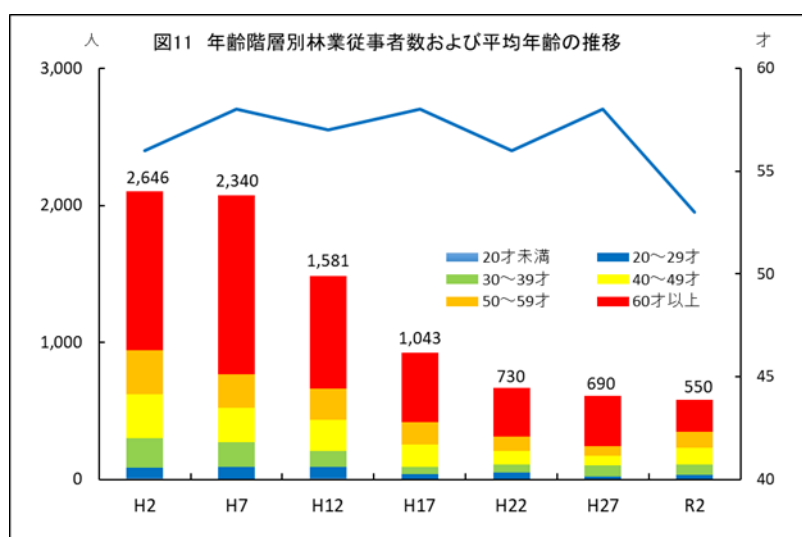
※R5数値については、アームの付いていないフォワードは林内作業車としてその他に分類

(3) 林業労働力の動向

(林業従事者数および平均年齢)

国勢調査によると県内の林業従事者数は、平成2年度は2,646人であったが、平成22年には730人まで減少した。その後、減少幅は小さくなっているものの、令和2年度には550人となっており、減少傾向が続いている(図11)。

また、国勢調査によると、林業従事者の平均年齢は、平成2年度以降55才から60才の間で推移していたが、令和2年度は53才となった。そのため60才以上の林業従事者の割合は、平成7年度は56%であったが令和2年度は42%となった(図11)。



注) 前回計画までは、国勢調査における「林業就業者」数を採用していたが、今回計画では、「林業従事者数」を採用している

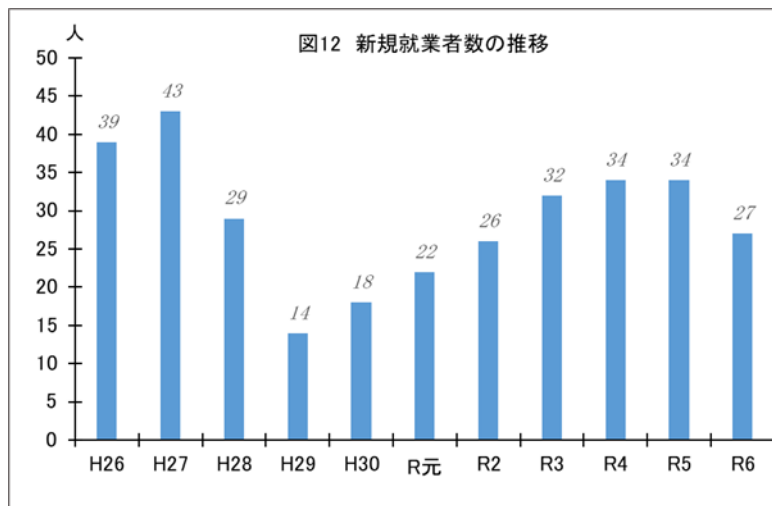
林業就業者・・・日本標準産業分類に基づき林業に分類される林業事業者等に就業している者

林業従事者・・・事業者の産業分類を問わず、森林内の現場作業に従事している者

(林業への新規就業者数)

県内の林業への新規就業者数は、平成 21 年度以降増加傾向にあり平成 27 年度には 43 人まで増加したものの、平成 29 年度には 14 人まで減少した。その後は上昇傾向にあったが、直近の令和 6 年度には 27 人となった。(図 12、県産材利用推進課調査)

令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 カ年間の林業への新規就業者は年平均で約 31 人(そのうち「緑の雇用」担い手確保育成支援事業の活用者は年平均で約 14 人)である。



林業労働力の減少は、将来の木材の安定供給への影響に加え、森林の適切な管理を通じて行われていた県土の保全、水資源のかん養、地球温暖化防止等の公益的機能の発揮に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。

(林業労働賃金)

県内の林業労働賃金は、現在の調査方法となった平成 18 年度以降、平成 18 年度の 17,292 円／日をピークに下落する傾向にあり、平成 24 年度には 13,640 円／日となった。その後は持ち直し令和 6 年度には 16,029 円／日となっている（表 3）。

林業労働賃金は県内では概ね横ばい傾向であるが、全国平均は上昇傾向にあり、県内の賃金水準に近づきつつある。

表3 林業労働賃金(木材伐出業)の推移 単位:円/日

年度	S40	S50	S60	H2	H7	H16
全国平均	1,220	8,550	9,221	10,380	12,622	11,910
奈良県平均	1,647	11,595	13,202	14,880	16,729	16,280

厚生労働省林業労働者職種別賃金調査報告(※厚生労働省調査はH16年をもって廃止)

年度	H18	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
全国平均	12,963	12,921	12,827	12,827	12,968	13,196	13,197	13,442
奈良県平均	17,292	15,941	15,037	13,640	14,766	15,190	14,949	14,943

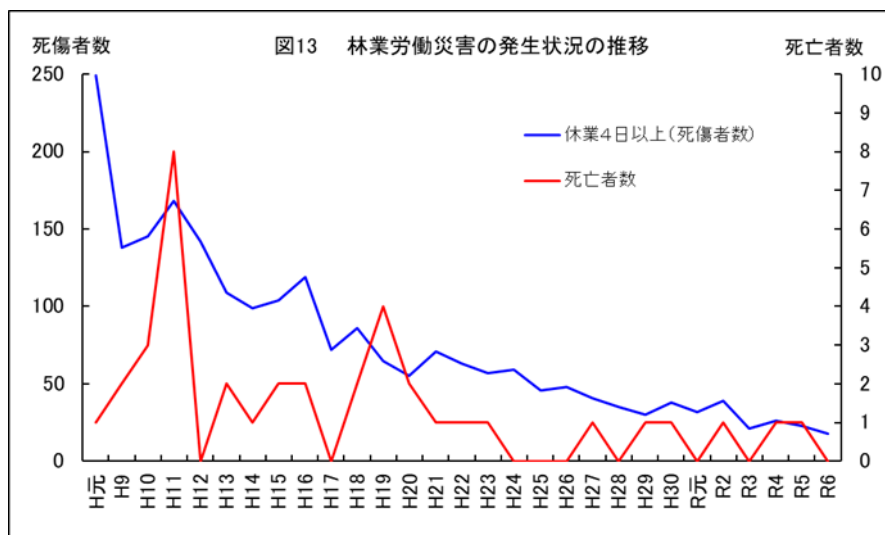
年度	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
全国平均	13,655	13,974	14,139	14,466	14,467	14,816	15,498	15,828
奈良県平均	14,329	15,478	14,764	14,966	14,729	15,268	14,947	16,209

全国平均:全国農業会議所「農作業料金・農業労賃に関する調査結果」

奈良県平均:県産材利用推進課調査

(林業労働災害の発生状況)

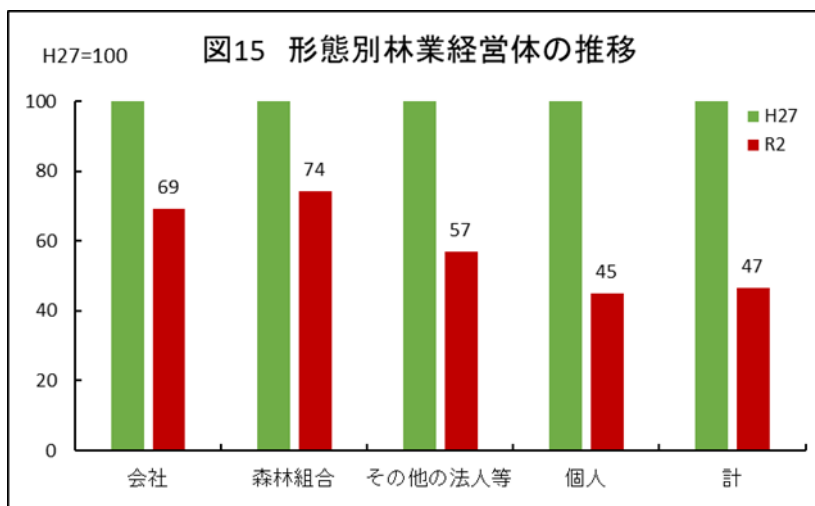
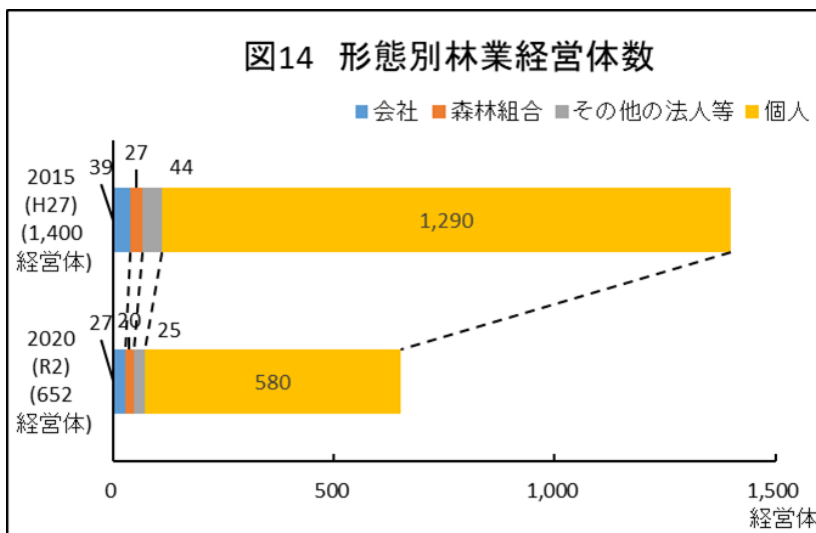
県内の林業労働災害の発生は、平成元年以降、大規模な台風災害の復旧作業が行われた時期等に一時的に増加することがあったものの、減少している。死傷者数は平成元年には 248 人に上ったものが、令和 6 年は 18 人であった。死亡者数は平成 11 年 8 人、平成 19 年 4 人と増加したが、その他の年次では 3 人以下であり、平成 21 年以降は 0～1 人で推移している（図 13、厚生労働省調査）。



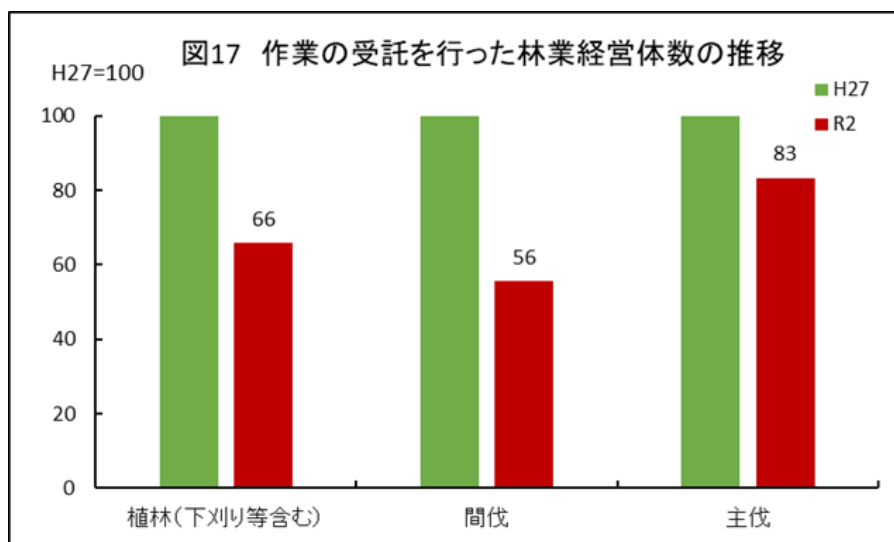
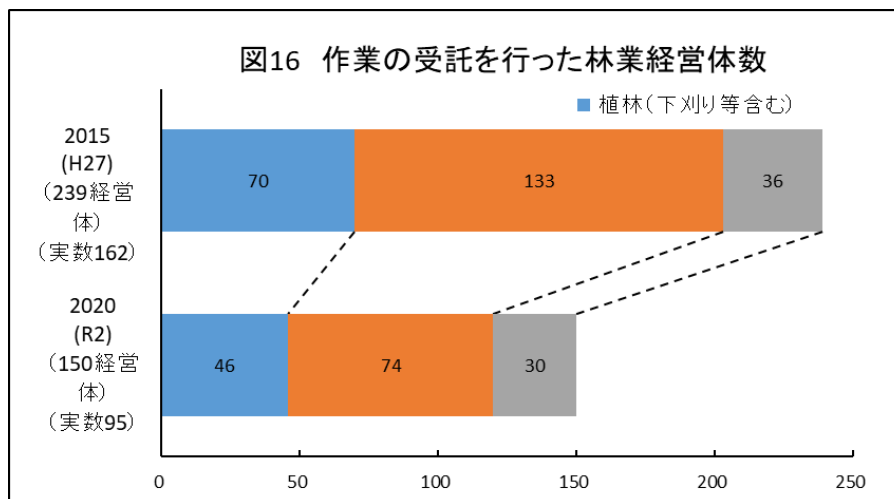
(4) 事業主の現状と課題

県内では造林、保育、伐採等の森林施業は、一部林家の自家労働も見られるものの、一般的には、会社、森林組合、あるいは古くからの制度である山守等の事業主、つまり林業経営体に雇用される林業労働者によって実施されている。

2020年農林業センサスによると、県内の林業経営体数は652経営体で、その内訳は会社が27経営体(4.1%)、森林組合が20経営体(3.1%)、その他の法人及び地方公共団体、財産区等が25経営体(3.8%)で、山守を含む個人が580経営体(90.0%)となっている。2015年では1,400経営体数であったものが大きく減少している(図14、15)。



次に、2020年農林業センサスによると、林業作業の受託を行った林業経営体数は、県全体で延べ150経営体（実数95経営体）であり、これを事業区分別にみると、「主伐」が30経営体、「間伐（利用間伐を含む）」が74経営体、「植林（下刈り等を含む）」が46経営体となっている。（図16、17）。

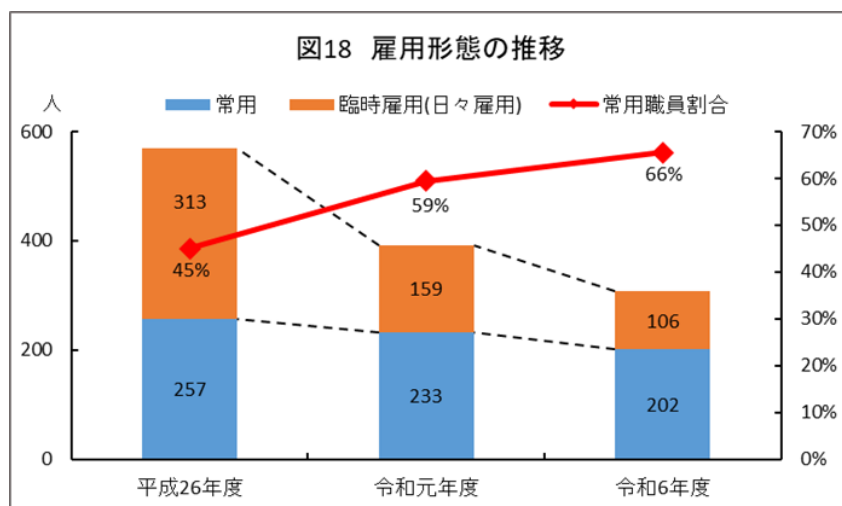


奈良県内の林業経営体は会社、森林組合等の法人であっても小規模な経営体が多い（森林組合統計等より）。林業活動が低調な状態であるため、作業の受託を行う林業経営体も少なくなっている。今後の林業活動にあたり、これら林業経営体の事業量の安定的確保、経営基盤の強化、安定化が課題となっている。

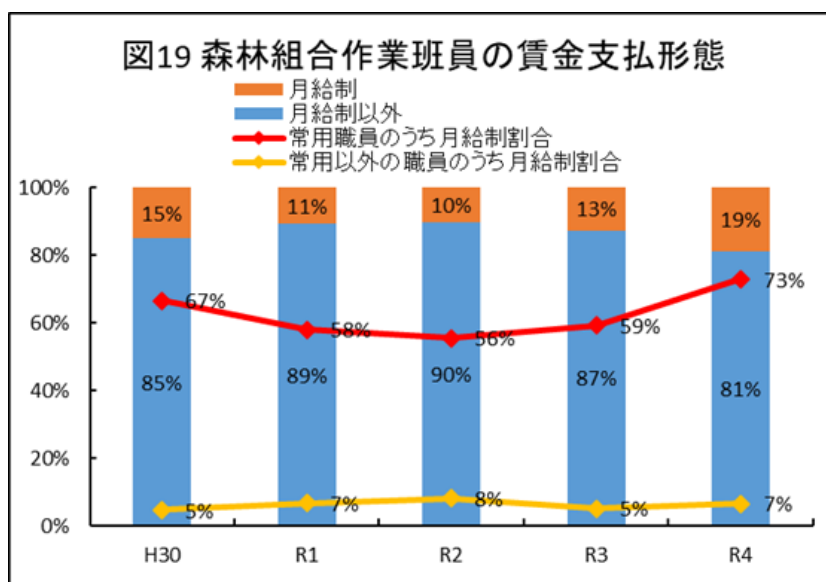
(5) 林業労働者の雇用管理の現状と課題

認定事業主において常用雇用されている者の割合は、平成26年度に45%であったところ、令和6年度には66%となっており、常用雇用の割合が増加傾向にある。(図18、県産材利用推進課調査)

山守を含む個人事業主が減少している状況(第2-(4)参照)と合わせて考えると、常用雇用された林業従事者が森林整備の主体となっていくことが想定されるため、今後は、林業経営体においてさらなる労働環境の改善を図っていくことが重要となる。

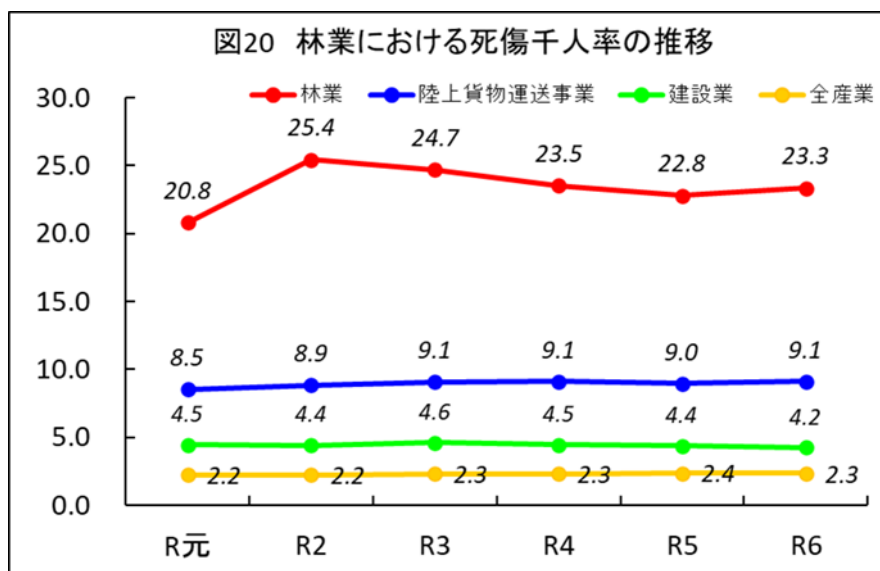


「森林組合の概要(令和4年度)」によると、林業労働者である森林組合作業班員の賃金の支払形態は月給制19%、その他の支払形態が81%となっている。常用雇用の場合は月給制が73%であるのに対し、常用雇用でない場合は月給制以外の支払形態が多数を占めており、特に常用雇用以外の雇用環境において、林業労働者の不安定な雇用形態が読みとれる(図19、県産材利用推進課調査)。



※参考) 認定事業主(森林組合除く)で月給制を取り入れている事業主数: 17/35 (49%)

前述のとおり、林業における労働災害の発生件数は減少傾向にあるものの、山間部の急傾斜地で重量物を取り扱う作業やその他の作業がおこなわれることから、全国的な傾向として他産業と比較して労働災害の発生率は極めて高い状況が続いている（図 20、厚生労働省調査）。そのため、路網整備による作業現場へのアクセス改善やリスクアセスメントを通じた作業方法等の改善、高性能林業機械等の導入及び当該機械を用いた安全作業の実施等による労働災害の減少に向けた取り組みも、雇用管理面での取り組みとして必要な状況となっている。



※) 死傷千人率：1年間に労働者1,000人あたりで発生した死傷者数の割合
 林業は全産業の平均の約10倍の発生率となっている

第3 林業労働力の確保の促進に関する基本的な方針

前頁までの状況を踏まえて、本県の取組み方針は以下のとおりとする。

(1) 基本的な方針

- ①雇用される林業労働者が安心して就業可能となるよう、雇用関係の明確化、雇用の安定化、労働安全衛生水準の向上や雇用条件、雇用管理の改善に努める。
- ②施業の集約化、高性能林業機械や林内路網を活用した木材生産性の向上等により、事業主の事業の合理化を図り、事業主が自主的かつ意欲的に、木材の安定的供給、森林整備に取り組む管理体制の構築を支援する。
- ③将来に必要な林業労働力を踏まえ、担い手を安定的に確保するため、キャリア形成支援や魅力ある職場づくりを推進することで計画的に林業労働者の若返りを促進するとともに、木材生産や公益的機能の高い森林の整備・管理に必要な、高度な技能を有する高齢労働者の活用とその技能の継承を支援する。
- ④令和3年4月に開校した奈良県フォレスタア카데미卒業生の県内林業事業者への就業を促進する。
- ⑤雇用管理の改善や事業の合理化を計画的に実施し、効率的かつ安定的な林業経営を行う「地域の中核的な林業事業者」を実証的に育成し、本県における林業経営のモデルを提示する。

(2) 林業労働力の確保の目標

本県では「奈良県森林環境の維持向上により森林と人との恒久的な共生を図る条例」及び「奈良県県産材の安定供給及び利用の促進に関する条例」を令和2年4月に施行し、この条例に基づいて「奈良県森林環境の維持向上及び県産材の利用促進に関する指針」（以下「指針」という。）を定めている。同指針では、新たな森林環境管理を担うための人材確保を図るとともに、持続的に森林資源を供給する森林づくりを目指し、間伐等森林整備を促進することとしている。

また国においても、森林経営管理制度（森林経営管理法）を見直し、森林の経営管理の集積等の取組が一層推進されている。

このように、引き続き適正な森林管理を推進する必要があるなか、県内においては近年、森林整備の担い手である林業従事者が減少しつづけている。また、造林、間伐、下刈り等を含めた森林整備の面積も平成21年度～平成23年度の3カ年の平均は約6,800haであったが、直近の3カ年（令和4年度～令和6年度）の平均は約2,500haと減少傾向が続いている（表4）。さらに、県内の素材生産量は、平成22年度には143千 m^3 であったものが、平成27年度は171千 m^3 と増加したものの、その後の素材生産量は伸び悩み、令和6年度は169千 m^3 となっている。

今後、新たな森林環境管理制度の推進と適切な森林管理を図るためには、森林整備を推進するとともに、それを実行できる林業従事者を確保する必要がある。県では、指針において県内森林を適正に管理するため確保すべき林業の新規従事者数の目標を191人としており、これを本計画期間の林業労働力の確保の目標とする。

表4 奈良県内における森林整備の実績 (面積ha)

年度 作業種	H22	H27	R2	R3	R4	R5	R6
造林	91	88	54	51	27	36	48
間伐(放置林整備含む)	6,725	4,112	3,816	2,679	2,349	2,179	1,975
枝打ち	405	63	13	19	74	73	71
下刈り	455	285	224	197	141	144	365
計	7,676	4,548	4,107	2,946	2,591	2,432	2,459

第4 事業主が一体的に行う労働環境の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を促進するために実施する事項

(1) 雇用管理の改善

(i) 雇用管理体制の充実

- ・常時5人以上の林業労働者を雇用する事業主は、雇用管理者の選任に努めるとともに、選任された雇用管理者は研修の受講等により資質の向上に努める。
- ・事業主は雇用管理に必要な知識、改善方法の習得のため、奈良県林業労働力確保支援センター等の研修やセミナーの受講、並びに同センターの林業就業支援地域アドバイザーによる助言、指導の活用を努める。

(ii) 雇用関係の明確化

- ・事業主は、従業員10名未満の場合も含め、就業規則を整備し、関係法令の改正の際は見直しをおこなう。
- ・事業主は、雇い入れ時に事業主の氏名または名称、賃金、契約期間等の主要な条件を明記した労働条件通知書を交付する。また、形式上は請負のような形をとっていても、実態においては事業発注者との間に使用従属関係が認められる場合には、適切な雇用契約を締結する。

(iii) 雇用の安定化

林業作業は季節や天候に影響されるため、季節的な雇用や、雇用が臨時的になり、雇用の安定化が図りにくい。そのため、事業主は、年間を通じた事業量の安定確保を図るとともに、林業労働者の通年雇用化、月給制やベースアップ、並びに定期昇給の導入に努める。

(iv) 労働条件の改善

事業主は、労働条件の改善のため、以下のことに努める。

- ・週休2日制の導入等労働時間の短縮に努める。
- ・社会保険を具備し、その加入促進に努める。
- ・労働災害が多く発生している伐木作業等における安全な作業方法の定着等による労働災害の防止、高性能林業機械の導入等による振動機械の操作時間の短縮、労働強度の軽減等を図るとともに、林内通信環境の確保、熱中症予防の対策、蜂刺され災害の防止及び特殊健診の受診に努める等、林業労働者の安全と健康の確保に努める。なお、キャリアアップにより林業労働者の定着や成長を促すことで、中長期的な林業労働者の安全確保につなげる。
- ・ヒヤリハット情報の共有に努める。
- ・最新の安全対策に関する情報収集、安全装備導入に努める。
- ・女性が働きやすい労働条件、職場環境の形成に努める。

(v) 募集・採用の改善

事業主は、求人に当たっては、新規学卒者、U・I・Jターン等の転職者、また世

代ごとに求める条件も異なることを考慮し、的確な求人条件の設定をおこない、WEBやSNSの活用等による効果的な募集活動の実施に努めるとともに、ハローワークの活用や、奈良県林業労働力確保支援センターによる森林の仕事合同会社説明会等への参加に努める。

(vi) 教育訓練の充実

事業主は、日常の業務を通じて必要な知識、技能又は技術を身につけさせる教育訓練（OJT）及び日常の業務から離れて講義を受ける等により必要な知識、技能又は技術を身につけさせる教育訓練（OFF-JT）の計画的な実施に努める。

(vii) 高年齢労働者の活躍の促進

林業労働者の若返りを図る際は、現場技能が継承されることが重要であるため、高度な技術を有する高年齢労働者による技術指導が不可欠である。事業主は、高度な技術を有する高年齢労働者を技術指導者として雇用することに努め、また定年の引上げや定年後の再雇用制度の導入に努める。更に高年齢労働者の特性に配慮した、安全性の高い作業方法や新規就業者の技術指導に努める。

(viii) その他雇用管理の改善

事業主は、魅力ある職場づくりのため、林業退職金共済制度等中小企業退職金共済制度への加入を図るなど、福利厚生の実施に努める。また、林業労働者の職業意欲の向上に資するよう、能力を評価するシステムの導入に努め、能力に応じた作業配置や、自己研鑽による技能、技術の向上を図ることのできる職場環境づくりに努める。更に、林業経営体としての将来設計及び雇用される林業労働者のキャリアビジョンの明確化に努める。

事業主は、雇用管理の改善に向けて、奈良県林業労働力確保支援センターの林業就業支援地域アドバイザー等外部専門家の知見を活用する体制づくりに努める。

(2) 事業の合理化

(i) 事業量の安定的確保

大部分の森林所有者は小規模・零細であることから、事業主は施業地の集約化と効率的な施業を実施することにより、事業量の安定的確保に努める。

また、事業主の経営の安定化及び林業労働者の雇用の安定化に資する観点から、県や市町村、関係団体が実施する森林整備については、計画的な受注に努める。

更に、国有林野事業では森林整備事業発注に当たって、認定事業主には競争参加資格要件が緩和される場合があることから、認定事業主は計画的・安定的な事業量確保のため、入札参加に努める。

(ii) 生産性の向上

事業主は、生産性の向上を図るため、林内路網と高性能林業機械等を組み合わせた低コスト作業システム、伐採から植栽まで一体的に行う「一貫作業システム」等の新

たな技術の積極的な導入、協定締結などによる木材の安定的な供給先の確保と流通の効率化等に努める。

(iii) 「新しい林業」の実現に向けた対応

伐採から再生林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」の実現に向けて、事業主は、皆伐を行う場合の伐採から植栽まで一体的に行う「一貫作業システム」の導入や、ICT機器の活用等による「スマート林業」の実施等の新たな技術の積極的な導入に努め、長期にわたる持続的な経営の確立を目指す。

(iv) 林業労働者のキャリア形成支援

事業主は、新規就業者はもとより、現場管理責任者等のキャリアアップについても、「緑の雇用」担い手確保育成支援事業、現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策（フォレストワーカー、フォレストリーダー、フォレストマネージャー研修）等を活用して、機械化やOJT研修等の継続実施に努める。

また事業主は、林業労働者の技能と地位の向上を図るため、技能検定制度の積極的な活用に努める。

(v) その他事業の合理化

事業主は零細な場合が多く、また、過疎地に所在することが多いため、特定地域づくり事業協同組合制度の活用等を検討するなど、事業の合理化の実施に努める。

事業の合理化に向けて、事業主は、県林業普及指導員や奈良県フォレスターと連携を図る他、外部専門家の知見を活用する体制づくりに努める。

第5 事業主が一体的に行う労働環境の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を促進するための施策

県では平成9年度に林業労働力の確保の促進に関する法律に基づき、財団法人奈良県林業基金を「奈良県林業労働力確保支援センター」（以下、「支援センター」という。）に指定した。その後、平成28年度をもって公益財団法人奈良県林業基金が解散したため、平成29年度から公益財団法人奈良県緑化推進協会を支援センターに指定した。奈良県は県の施策と支援センターの活動を通じて、事業主の経営合理化や雇用管理の改善、労働安全衛生の確保、林業労働力の確保の対策を促進する。

（1）支援センターの活動

支援センターは、事業主に改善計画の作成指導等の適切な指導を実施する等、雇用管理の改善、労働安全衛生の確保の促進等の林業労働力の確保に資する活動をおこない、県はその活動を支援する。

（2）雇用管理の改善、労働安全衛生の確保を促進するための施策

事業主の雇用管理の改善や労働安全衛生の強化のため、路網整備等の推進と高性能林業機械の導入促進により、作業現場への長時間徒歩移動の解消と労働強度の軽減を図り、振動機械の操作時間の短縮等を推進して作業の安全衛生の確保を促進する。また、能力評価システムの導入などの魅力のある職場づくりのための支援を促進する。

更に、死亡災害事故が多く発生している伐木・造材作業においては、労働安全関係機関と共に、防護具の装着、ヘルメット着用や単独作業の厳禁、かかり木の処理等の安全な作業方法の徹底、定期的な安全技術研修会の開催、リスクアセスメントを通じた作業方法の改善等により林業労働者の安全の確保を推進する。

その他、林業・木材製造業労働災害防止協会奈良県支部を中心に実施している巡回指導、振動障害の特殊健診を支援する。

（3）「新しい林業」の実現に向けた対応

伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」の実現に向けて、伐採から植栽まで一体的に行う「一貫作業システム」を行う事業主に対し支援を行う。また、ICT機器等の導入を推進するとともに、林業従事者を対象とした研修を実施し、ICT機器等の活用促進を図る。さらに、県で取得したレーザ測量成果等を活用した森林資源情報の精度向上に努め、「スマート林業」の実現を図る。

（4）機械化及び路網整備、低コスト作業システム等の導入の促進

事業主の木材生産性を向上させるためには、全国的にみて遅れている、地域に即応した高性能林業機械等の普及による森林施業及び素材生産の機械化の推進が不可欠であるとともに、これらの機械の普及に関連して、作業路網等の林業生産基盤の整備を促進する。また、併せて施業の集約化や路網と林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの導入により、素材生産性（令和5年期の認定事業主の平均値 $3.7 \text{ m}^3/\text{人}$ ・

日)の向上を推進する。

(5) 林業労働者のキャリア形成支援

伐木・造材作業や作業道作設・集材作業に必要な技能を有する林業労働者のキャリア形成を支援するため、林業架線技術者養成研修や基幹林業労働者研修等の実施、「緑の雇用事業」担い手確保育成支援事業、現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策（フォレストワーカー、フォレストリーダー、フォレストマネージャー研修）等を活用して、林業機械の研修やOJT研修等を促進する。また、林業労働者の技能と地位の向上を図るため、事業主に技能検定制度の活用を促す。

さらに、素材生産における新しい作業システムの開発、長伐期施業への移行、森林施業の合理化、及び提案型集約化施業に対応可能な林業労働者の育成を図る。加えて、高齢大径木の伐採や玉切り、搬出など、特に高度な技術を要する作業については、中長期的な展望に立った林業労働者の育成を図る。

(6) 事業量の確保

事業主の大部分は経営基盤が小規模・零細であり、伐採事業は小規模・分散的で、森林施業は季節的変動が大きいことから、これら事業量の安定的確保を促進するため、事業主に対して提案型集約化施業や森林組合等への森林施業の長期委託等を普及指導する。また現在、集約化団地での木材生産に係る事業を支援しているが、今後も当該事業の支援を継続し、年間を通じた事業量の確保を図るものとする。

更に森林施業の受託や提案型集約化施業による経営基盤の強化と出材ロットの拡大による木材の安定供給を促進する。そして県産材の利用を推進するため、地域材認証制度や木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明の普及、県産材に関するPR情報の提供及び多用途への利用促進を図る。

県や市町村、関係団体が実施する森林整備については、事業主の経営の安定化及び林業労働者の雇用の安定化に資する観点から、その地域の認定事業主へ計画的、安定的に発注できるよう配慮する。

また、国有林野事業の森林整備事業発注に当たっては、認定事業主には競争参加資格要件が緩和される場合があることから、計画的・安定的な事業量確保のため、入札参加するように認定事業主を指導する。

加えて、森林経営管理制度（森林経営管理法）に基づく市町村からの事業発注に対応できるように、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項の規定に基づいた一定の基準を満たした民間事業者や、法の要件に適合する民間事業者へと育成を図る林業経営体の育成を図るものとする。

(7) 地域の中核的な林業事業体の育成支援

雇用管理の改善や事業の合理化を計画的に実施し、効率的かつ安定的な林業経営を行う「地域の中核的な林業事業体」の実証的な育成に努め、既存の事業主が取り組むべき方向性を見出し、自発的な成長を促す契機となることを目指す。なお、これらの取組みを林業経営の新たなモデルとして提示することにより、他の事業主への波及を

図るものとする。

第6 新たに林業に就業しようとする者の林業技術の習得その他の就業の円滑化に関する事項

(1) 林家の後継者

自らの労働により森林施業を行う林家の後継者に対しては、人材養成を推進する。特に小規模な森林所有者に対しては、提案型集約化施業による低コスト施業等の普及指導に努める。

(2) 林業への就業希望者

都市部を中心とした林業への就業意欲がある人材に対して、新規就業を促進するため、林業専門の無料職業紹介所の設置、WEBやSNS等による発信、森林の仕事ガイダンスの開催、「五感で楽しむならの森林ツアー」等によるフォレストワーカー体験、林業就業支援講習等新規就業に際し必要な林業技術に関する研修の実施、その情報提供等一連の支援措置を促進する。

また、認定事業主に対しては、「緑の雇用」担い手確保育成支援事業のフォレストワーカー研修を活用した技術・技能の習得を勧めるとともに、事業主の新規雇用の負担軽減を図るなど、新規就業を支援し、同時に、フォレストリーダー・フォレストマネージャー研修による林業労働者のキャリアアップについても支援する。

(3) 奈良県フォレスターアカデミーにおける人材育成

令和3年4月に開校した奈良県フォレスターアカデミーにおいて、森林環境の維持向上に関する専門的な知識を有し、かつそれを実践できる技術、技能を備えた人材を養成する。卒業生は、地域の森林環境管理のコーディネーターや林業の現場の要として、県内事業主への就業を促進する。

第7 その他林業労働力の確保の促進に関する事項

(1) 支援センターの業務運営等

支援センターの業務運営に当たっては、国、県はもとより、市町村、森林組合等の関係機関が、互いに連携・協力し、その効率的な事業の運営のサポートに努める。また、奈良県森林組合連合会、奈良県木材協同組合連合会については、雇用管理の改善と事業の合理化、労働災害の低減が促進されるよう、その構成員の指導に努める。

(2) 地域課題に対応した多様な担い手の確保

近年、製材工場、木材市場、建設業者等による林業分野への新規参入、地域の林業事業体で一定の経験を持つ林業労働者による起業や、自伐型林業に取り組む者がいる。これらの事業主等の新規参入は、林業労働力の確保や地域林業の活性化につながる取り組みであることから、県はこれらの事業主等が継続的に活躍できるよう、それぞれの状況に応じた支援を行う。

また、今後、女性労働者や外国人材、障害者、出所者等多様な人材が林業分野へ就業することが想定される。これらの人材は、労働力不足の解消や、多様な価値観・創意工夫をもたらす可能性がある一方、定着に向けて一定の配慮が必要となる場合もある。これらの人材が林業分野で継続的に活躍できるよう、事業主は、それぞれの特性を踏まえた雇用管理の改善や事業の合理化を図り、地域における課題に対応した多様な担い手の確保に努める。

なお、外国人材の受入れにあたっては、特定技能制度の適正な運用に努める。また、技能実習制度を活用する場合は、当該制度が技術移転を通じた開発途上国への国際協力を目的としていることを理解し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護が図られるよう、関係法令の遵守を徹底する。

(3) 山村地域の定住条件の整備

本県は、広く各方面から林業労働者を確保し、その定着を図るために、市町村や関係団体等と連携し、山村地域の定住条件の整備、特に林業労働者の居住環境の情報提供に努める。また自然志向から就業を希望する人々や、林業労働者の生活の安定化のために、特用林産の振興や未利用の木質バイオマスを活用した産業の育成を図るなど、森林作業以外の副収入の確保にも努める。

(4) 森林・林業の社会的評価の向上

本県は、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律(平成7年法律第88号)」に基づく県民の広範な参加による森林整備及び緑化活動の幅広い展開を通じて、森林整備についての県民の理解の向上に努める。

また、奈良県森林環境税の使途事業として森林環境教育推進事業の実施を通じ、広く県民に広報活動を行うとともに体験学習の実施などを行い、学校教育等あらゆる機会を通じ、全ての県民の森林を守り育てる意識の醸成を図り、森林づくりや林業振興の重要性、ひいては、それを支えている林業労働の重要性について、県民の理解を促進する。

(5) 各関係団体、森林所有者、事業主の連携強化

本県は、事業主の事業の合理化の推進、事業量の確保や雇用創出のため、密接に関連している森林所有者、素材生産業者、奈良県森林組合連合会、奈良県木材協同組合連合会等の林業・木材産業関係者及び関係自治体がそれぞれの長所を生かすように連携した取り組みを促進する。

また、地域の森林情報に精通している伝統的な森林管理者である山守や林業活動グループ等とも協力して取り組むことを推進する。

図 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく支援等のフロー

